

資料編

1. 玉野市環境基本条例

前文

私たちのまち玉野市は、瀬戸内海に面し、少雨・温暖な気候に加えて、背後には瀬戸内海国立公園区域を有する山林と自然林に囲まれた深山公園や美しい海岸線を有する渋川海岸など山海の豊富な資源・自然に恵まれている。私たちは、このかけがえのない豊かな環境を後世に残すため、これまで「環境都市宣言」や「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」を制定するなど、積極的に環境を守る努力を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型及び生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきておりさらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接又は間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

そうした中で、玉野市は平成12年12月に県下の自治体としては初となる、環境に関する国際規格「ISO14001」の認証を取得した。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有している。

特に私たちは、日々のくらしが先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた瀬戸内の自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、より快適な環境を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この玉野市が人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市となることを目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）等によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自ら環境の保全及び創造に資するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(3) 廃棄物の発生抑制並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築すること。

(4) 森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に管理及び保全すること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び良好な景観の保全を図りながら、地域の特性に応じた快適な生活環境の創造を推進すること。

(6) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、玉野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、玉野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(総合的調整)

第 10 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行わなければならない。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に関すること
 - (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること
- (玉野市環境保全推進委員会)

第 11 条 市は、前条に規定する総合的調整を行うため、玉野市環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市の関係部局の長をもって組織する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- (環境保全に関する協定の締結)

第 12 条 市は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者等と環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するとともに、事業者及び民間団体によるこれらに準じる施設の整備が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。
- (環境美化の推進)

第 14 条 市は、地域の良好な環境を保全するため、ごみの投棄、散乱の防止等に努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視等の体制を整備するよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解の増進並びにこれらの者による環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体（以下「市民等」という。）が、自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第 18 条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施については、国際機関、国、県、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を随時収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 20 条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に適正に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、玉野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が認める者

- 5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 11 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 12 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 14 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。
- 15 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(年次報告書)

第 22 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、市の環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(関係条例の一部改正)
- 2 玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和 44 年玉野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2. 玉野市環境審議会

(1) 委員名簿

玉野市環境審議会委員名簿

所 属 等	氏 名
就実短期大学 生活実践科学科 教授	真 鍋 恵 美
岡山県備前県民局 地域政策部環境課 課長	市 田 友 宣
(財)岡山県環境保全事業団 環境事業部 事業企画課 参事	渋 江 忠 裕
中学校長会長 宇野中学校 校長	板 崎 彰
小学校長会 胸上小学校 校長	川 西 幸 司
幼稚園長会長 玉原幼稚園 園長	吉 井 美 恵 子
保育園長会長 槌ヶ原保育園 園長	忠 政 里 美
玉野市環境衛生協議会 会長	熊 澤 義 郎
玉野商工会議所 会頭	三 宅 照 正
玉野市コミュニティ協議会 会長	濱 口 誠
省資源・省エネルギー推進実行委員会 会長	三 宅 定 子
玉野市婦人協議会 会長	森 永 美 代 子
市民公募	谷 川 彰 吾
市民公募	藤 原 節 子

(2) 諮問

玉環第238号

平成23年8月26日

玉野市環境審議会長 殿

玉野市長 黒田 晋

玉野市環境基本計画改定について（諮問）

玉野市環境基本条例（平成14年3月29日条例第12号）第8条第3項に基づき、玉野市環境基本計画の改定について、貴審議会の意見を求める。

記

1. 諮問事項

玉野市環境基本計画の改定

2. 改定理由

平成14年に「玉野市環境基本計画」を策定し、環境施策の基本的な指針について定め、さまざまな環境対策を実施したが、計画策定後10年が経過し、玉野市総合計画との整合性を図るとともに、社会情勢の変化等に対応するため。

3. 改定の時期

平成24年3月

(3) 答申

平成24年2月24日

玉野市長 黒田 晋 様

玉野市環境審議会
会長 真鍋 恵美

玉野市環境基本計画改定について（答申）

平成23年8月26日付、玉環第238号にて諮問されました「玉野市環境基本計画改定」については、当審議会において妥当と判断し、次のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 計画の推進に当たっては、施策の総合的な推進を行うための庁内体制の整備が不可欠であり、十分に配慮すること。
- 2 目標に向け、各事業の達成状況を把握し、進行管理を適切に行うこと。
- 3 施策実施の上で財政負担が見込まれるものについては、財源の確保及び効率的な配分に努めること。

3. 玉野市の環境の現状

(1) 自然環境

玉野市は岡山県の南端、児島半島の基部に位置し東西 16.2km、南北 14.3km、市域面積は 103.63km²、海岸線の延長約 44km の典型的な臨海都市です。

市内の主要な山岳としては金甲山、常山などがあります。また、市西部を南から北へ流れて児島湾に注いでいる鴨川は流路延長が最も長く、上流部には市内最大の天王池があります。

図表 3-1 玉野市内の主要山岳

			(単位:m)
名称	位置	標高	
金甲山	見石	403.4	
常光寺山	用吉・宇藤木	307.3	
東光寺山	東田井地	283.2	
十禅寺山	田井	236.5	
新割山	渋川	234.4	
麦飯山	槌ヶ原	232.7	
大乘権山	波知	216.1	
高旗山	大崎	212.1	
日向山	元川	201.0	

資料：農林水産課

図表 3-2 玉野市内の主要河川

河川名	流路延長	利用状況	川幅(m)		
			上流	中流	下流
鴨川	6,641	用排水	5	25	100
長谷川	3,000	用排水	7	10	25
白砂川	2,546	排水	2	5	10
新川	1,920	排水	5	5	8
瓶割川	1,730	工業排水	2	4	6
丹後川	1,484	用排水	3	4	6
北原川	1,474	排水	2	4	15
神谷川	1,460	用排水	2	4	5
汐入川	1,450	排水	5	10	25
笠掛川	1,420	用排水	3	5	10
宮川	4,850	用排水	5	15	25
庄田川	2,050	用排水	3	5	9
宇藤木川	3,750	用排水	5	11	30
宗津川	880	用排水	4	5	5

資料：土木課

図表 3-3 玉野市内の主要なため池

名称	所在地	満水面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
天王池	長尾	100,000	526,600
中池	田井・深山	36,000	110,000
伊達池	〃	41,000	82,000
長谷上池	上山坂	35,000	201,000
大池	宇野	33,000	45,400
三掘池	滝	31,000	62,000
長谷下池	上山坂	27,000	90,800
赤松池	田井・深山	26,000	53,400
中ノ谷池	槌ヶ原	24,000	76,000
芋尺池	長尾	21,000	84,200
坂川下池	滝	21,000	32,000
山田大池	山田	19,000	62,200
中池	槌ヶ原	16,000	89,000
角作池	〃	15,000	64,000
馬ノ子池	滝	13,000	97,400

資料：農林水産課

玉野地域気象観測所の昭和57年（1982年）から平成23年（2011年）までの観測結果を見ると、年間平均気温は15.1℃～17.0℃、年間降水量は614mm～1,533mmとなっており、温暖少雨の瀬戸内式気候の特徴をよく表しています。

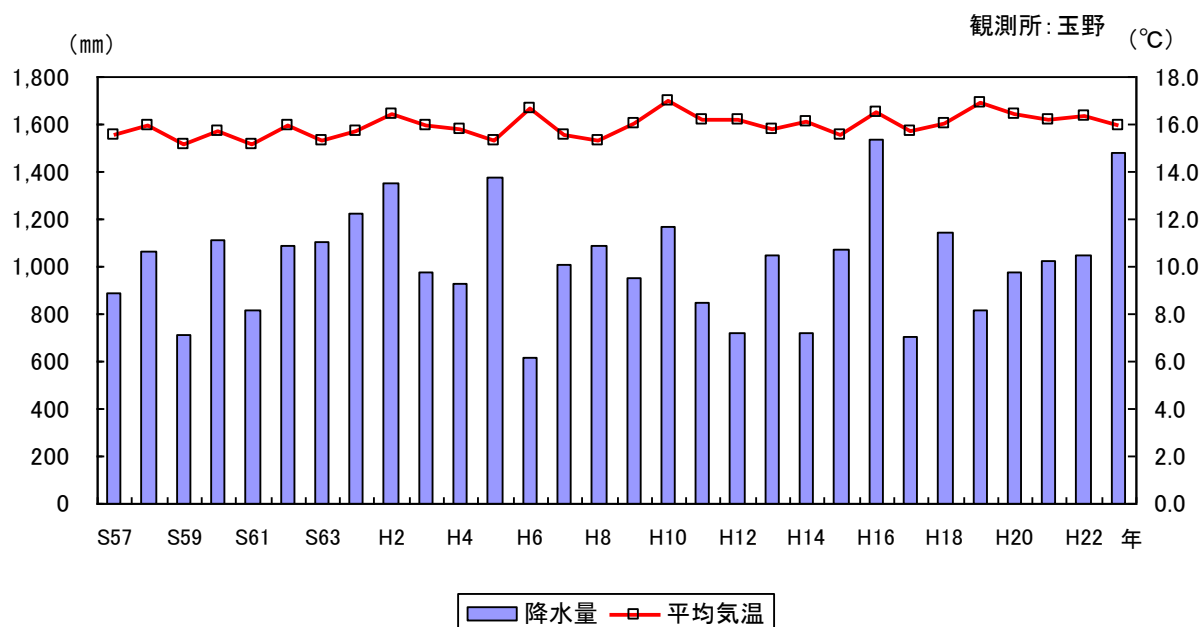
また、昭和57年～昭和61年と平成19年～平成23年の、それぞれ5年間の年平均気温を比較すると、年平均気温は0.8℃増加し、真夏日が15日増加しています。

図表 3-4 年別平均気温・降水量

年	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3
降水量(mm)	886.0	1,068.0	710.0	1,109.0	820.0	1,090.0	1,103.0	1,221.0	1,355.0	973.0
平均気温(℃)	15.5	15.9	15.1	15.7	15.1	15.9	15.3	15.7	16.4	15.9

年	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
降水量(mm)	929.0	1,380.0	614.0	1,010.0	1,089.0	953.0	1,171.0	847.0	720.0	1,048.0
平均気温(℃)	15.8	15.3	16.6	15.5	15.3	16.0	17.0	16.2	16.2	15.8

年	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
降水量(mm)	718.0	1,076.0	1,533.0	706.0	1,146.0	818.0	972.5	1,026.0	1,045.0	1,479.5
平均気温(℃)	16.1	15.5	16.5	15.7	16.0	16.9	16.4	16.2	16.3	15.9



資料:「気象庁電子閲覧室」(気象庁ホームページ)

図表 3-5 気象の概況

項目	S57～S61 (年平均)	S62～H3 (年平均)	H4～H8 (年平均)	H9～H13 (年平均)	H14～H18 (年平均)	H19～H23 (年平均)
年間日平均気温(℃)	15.5	15.8	15.7	16.2	16.0	16.3
年間日最高気温(℃)	19.1	19.4	19.3	19.9	19.8	20.2
年間日最低気温(℃)	12.1	12.5	12.3	12.9	12.5	12.9
真夏日(最高気温30℃以上の日数)	43.0	39.8	42.4	51.2	51.8	58.0
冬日(最低気温0℃以下の日数)	24.8	9.6	9.6	11.0	16.8	10.8

資料:「気象庁電子閲覧室」(気象庁ホームページ)

(2) 動植物の生息状況

既存資料調査による玉野市内の動物の記録は以下のとおりであり、5 綱 16 目 31 科 40 種の動物の記録が確認されました。

このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な動物として、ハイタカやナゴヤダルマガエルなど 34 種が記録されています。

図表 3-6 既存資料調査による動物の記録

区分	目名	科名	種名	環境省RL 見直し	岡山県RDB2009
哺乳綱	サル目	オナガサル科	ニホンサル		
	ネコ目	イヌ科	タヌキ		
			キツネ		
		イタチ科	アナグマ		
ウシ目	イノシシ科	ニホンイノシシ			
鳥綱	コウノトリ目	サギ科	クロサギ		情報不足
	カモ目	カモ科	オシドリ	情報不足	準絶滅危惧
	鴉目	鴉科	オジロワシ	絶滅危惧種ⅠB類	情報不足
			オオワシ	絶滅危惧種Ⅱ類	情報不足
			ハイタカ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
			ノスリ		準絶滅危惧
			ハイイロチュウヒ		準絶滅危惧
	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
			ウグイス科	オオヨシキリ	
		ヒタキ科	キビタキ		留意
			オオルリ		留意
		カササギヒタキ科	サンコウチョウ		準絶滅危惧
		ツリスガラ科	ツリスガラ		準絶滅危惧
ホオジロ科		ホオアカ		留意	
	ノゾコ	準絶滅危惧	情報不足		
両生綱	サンショウウオ目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	カエル目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
昆虫綱	トンボ目	サナエトンボ科	フタズシサナエ	準絶滅危惧	留意
			オグマサナエ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		エゾトンボ科	ハネヒロエゾトンボ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		トンボ科	ハッチョウトンボ		留意
	ナニワトンボ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	
	カメシ目	ミスズメ科	オオミスズメ	準絶滅危惧	情報不足
	コウチュウ目	ホタル科	ヒメホタル		
	ハエ目	ツリアブ科	トラツリアブ		留意
	チョウ目	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	留意
		シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ		留意
タテハチョウ科		オオムラサキ	準絶滅危惧	留意	
ジャノメチョウ科		ウラナシジャノメ本土亜種	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	
タテハチョウ科		シルビアシジミ	絶滅危惧Ⅰ類	留意	
クモ綱	クモ目	ヒメグモ科	ノゾミヒメグモ		準絶滅危惧
		コガネグモ科	コガネグモ		留意
		コモリグモ科	カウコムリグモ		準絶滅危惧
5綱	16目	31科	40種	19種	34種

既存資料調査による玉野市内の植物の記録は以下のとおりであり、4 類 31 科 49 種の植物の記録が確認されました。この内、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な植物として、ハマヒサカキやトキソウなど 49 種が記録されています。

図表 3-7 既存資料調査による植物の記録

分類名	科名	種名	環境省RL 見直し	岡山県RDB2009
シダ植物	ホウライシダ科	ミスワラビ		準絶滅危惧
	シガシラ科	オオカグマ		留意
	メシダ科	ヘラシダ		準絶滅危惧
	サンショウモ科	サンショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	アカウキクサ科	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
被子植物 双子葉類 離弁花群	タデ科	ヒメタデ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
		ヌカホタデ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ナデシコ科	ヒメフシグロ		準絶滅危惧
	アカザ科	マルバアカザ		準絶滅危惧
		イソホウキキ		準絶滅危惧
		マツナ		絶滅危惧Ⅱ類
		ハママツナ		準絶滅危惧
	スイレ科	オニバス	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ツバキ科	ハマヒサカキ		絶滅危惧Ⅰ類
	モウセンゴケ科	イシモチソウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ケシ科	キケマン		準絶滅危惧
	バラ科	ハクチノキ		絶滅危惧Ⅰ類
	トウダイグサ科	カンコノキ		留意
	グミ科	ナツアサドリ		留意
セリ科	ハマホウフウ		準絶滅危惧	
被子植物 双子葉類 合弁花群	イソマツ科	ハマサシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		ガガブタ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	クマツヅラ科	ハマコウ		準絶滅危惧
	シソ科	ナミキソウ		準絶滅危惧
	ゴマノハクサ科	コキクモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		ヒキヨモギ		準絶滅危惧
	タヌキモ科	ヒメタヌキモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	キク科	ウラキク	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		フジバカマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハマニガナ			絶滅危惧Ⅱ類	
ネコノシタ(ハマグルマ)			絶滅危惧Ⅰ類	
被子植物 単子葉類	トチカガミ科	マルミスブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
		スブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
		トチカガミ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
		ミスオオハコ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒルムシロ科	コバ/ヒルムシロ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	イハラモ科	イトリゲモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
	ホシクサ科	オオホシクサ		準絶滅危惧
	イネ科	ケカモノハシ		絶滅危惧Ⅱ類
		ナガミノオニシバ		準絶滅危惧
	ミクリ科	ナガエミクリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カヤツリグサ科	ウマスゲ		準絶滅危惧
		オオムキースゲ		留意
		ミカツキグサ		絶滅危惧Ⅰ類
	ラン科	エビネ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
		サキソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
		ミストノホ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
トキソウ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	
4類	31科	49種	24種	49種

(3) 大気環境

玉野市では、8 測定局（一般環境測定局 7 局，自動車排出ガス測定局 1 局）において、大気汚染物質の測定を行っています。

図表 3-8 大気測定局一覧

地域区分	測定局名	所在地	測定項目						
			SO ₂	SPM	NO ₂ NO NO _x	O _x	CO	NMHC CH ₄ THC	WV WD
一般環境	日比	明神町 1-1	○	○	○	○			○
	向日比1丁目	向日比 1-4-25	○		○				○
	渋川	渋川 1-410-1	○	○	○				○
	宇野	宇野 1-3055-6	○	○	○	○			○
	日比2丁目	日比 2-6-5	○	○					○
	向日比2丁目	向日比 2-3-1	○	○					○
	後閑	後閑 1492-3	○	○					○
沿道	用吉	用吉 1655-6	○	○	○	○	○	○	○

※1 SO₂：二酸化硫黄，SPM：浮遊粒子状物質，NO₂：二酸化窒素，NO：一酸化窒素，NO_x：窒素酸化物，O_x：光化学オキシダント，CO：一酸化炭素，NMHC：非メタン炭化水素，CH₄：メタン，THC：全炭化水素，WV：風速，WD：風向

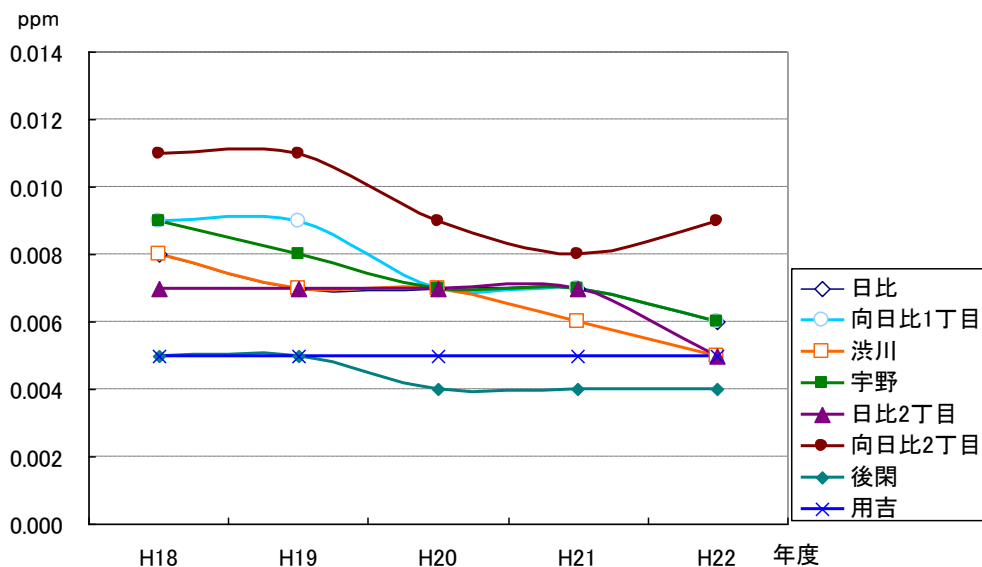
※2 向日比1丁目測定局は，平成 20 年度より測定を廃止。

資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

①二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄については，全ての測定局（8 局）で測定しています。5 年間の推移をみると，概ね横ばい若しくは減少傾向にあります。平成 22 年度の結果は，全ての測定局において環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成しています。

図表 3-9 SO₂ 濃度の過去 5 年間の推移（年間平均値）

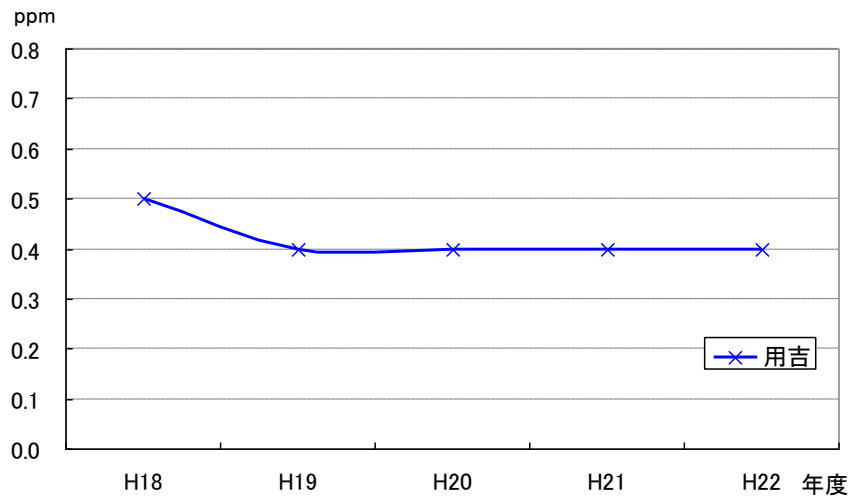


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

②一酸化炭素 (CO)

一酸化窒素については、用吉測定局（自動車排出ガス測定局）で測定しています。5年間の推移をみると、概ね横ばいです。平成22年度の結果は、環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成しています。

図表 3-10 CO 濃度の過去 5 年間の推移（年間平均値）

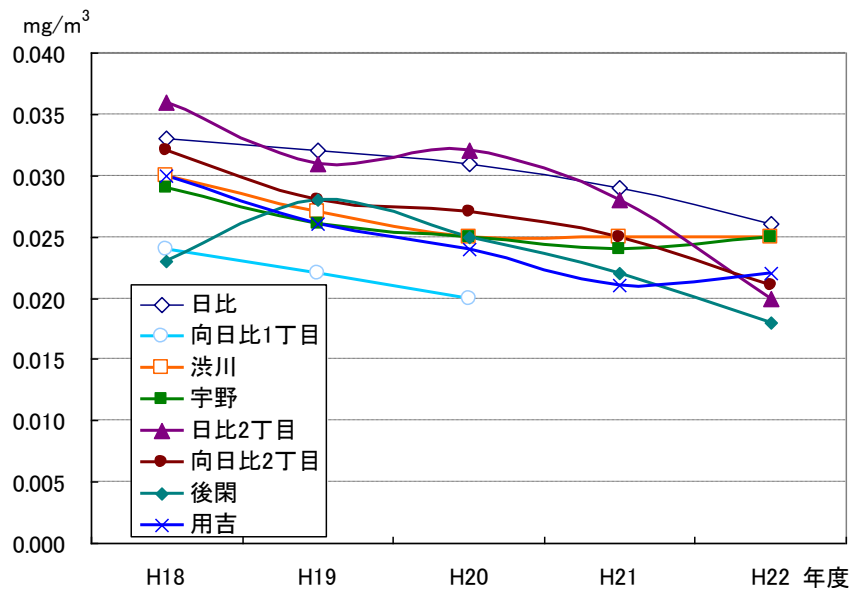


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

③浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質については、7 測定局（一般環境測定局 6 局，自動車排出ガス測定局 1 局）で測定しています。5年間の推移をみると、概ね減少傾向にあります。平成22年度の結果は、全ての測定局において長期的評価による環境基準を達成していますが、短期的評価による環境基準を達成していません。

図表 3-11 SPM 濃度の過去 5 年間の推移（年間平均値）

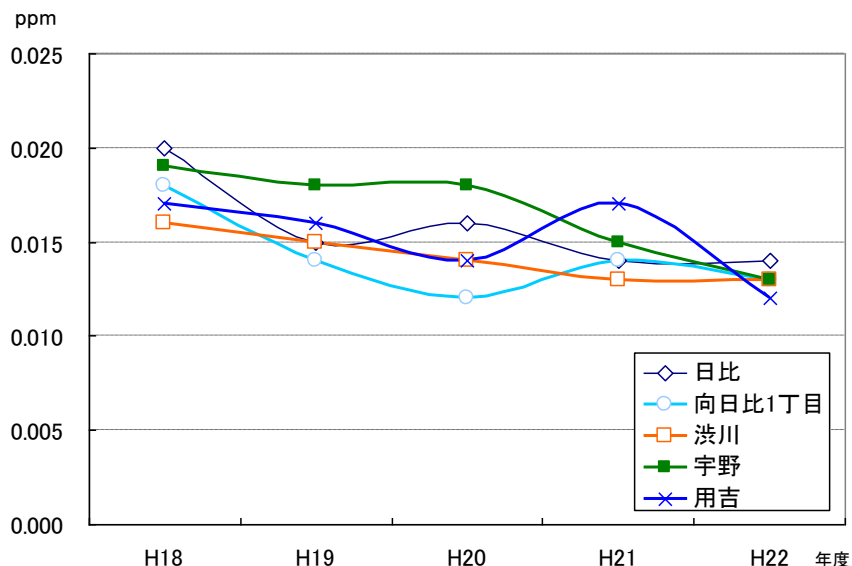


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

④二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素については、5 測定局（一般環境測定局 4 局，自動車排出ガス測定局 1 局）で測定しています。5 年間の推移をみると，全体的に減少傾向にあります。平成 22 年度の結果は，全ての測定局において環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成しています。

図表 3-12 NO₂ 濃度の過去 5 年間の推移（年間平均値）

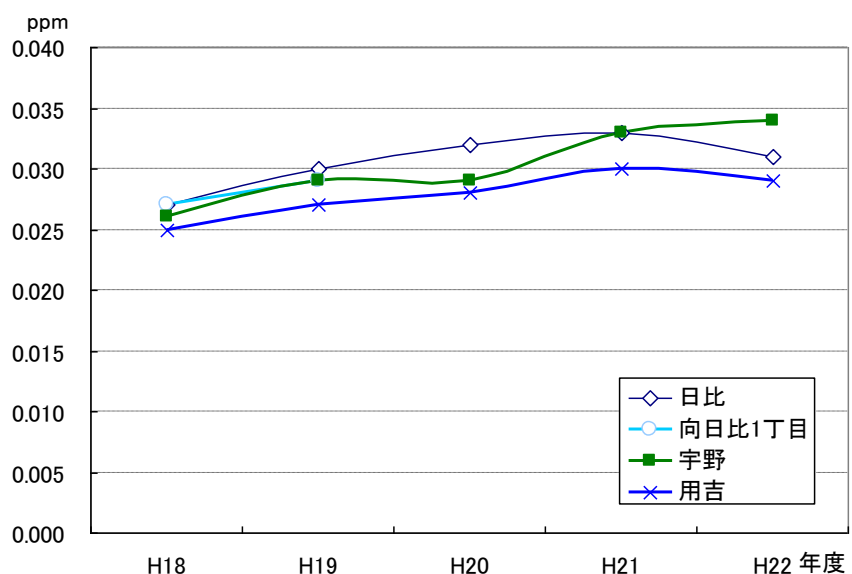


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

⑤光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダントについては、3 測定局（一般環境測定局 2 局，自動車排出ガス測定局 1 局）で測定しています。5 年間の推移をみると，全体的に増加傾向です。平成 22 年度の結果は，全ての測定局において環境基準を達成していません。

図表 3-13 O_x 濃度の過去 5 年間の推移（年間平均値）



資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

(4) 騒音・振動

玉野市では、4測定地点で道路交通騒音・振動の測定を行っています。平成22年度の測定では、全ての測定地点で要請限度を達成しています。

図表 3-14 道路交通騒音の要請限度達成状況（平成22年度）

単位: dB

測定地点	路線名	車線数	区域区分	等価騒音レベル		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
宇野2-1-12	一般国道30号	4	c	64	56	75	70
渋川1-11-13	一般国道430号	2	c	69	62	75	70
八浜見石723-8	主要地方道岡山玉野線	2	b	73	67	75	70
迫間2302-4	一般県道槌ヶ原日比線	2	c	69	63	75	70

資料：「平成23年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

図表 3-15 道路交通振動の要請限度達成状況（平成22年度）

単位: dB

測定地点	路線名	車線数	区域区分	振動レベル 80%上端値		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
宇野2-1-12	一般国道30号	4	第2種	31	23	70	65
渋川1-11-13	一般国道430号	2	第2種	42	23	70	65
八浜見石723-8	主要地方道岡山玉野線	2	第1種	32	23	65	60
迫間2302-4	一般県道槌ヶ原日比線	2	第2種	39	28	70	65

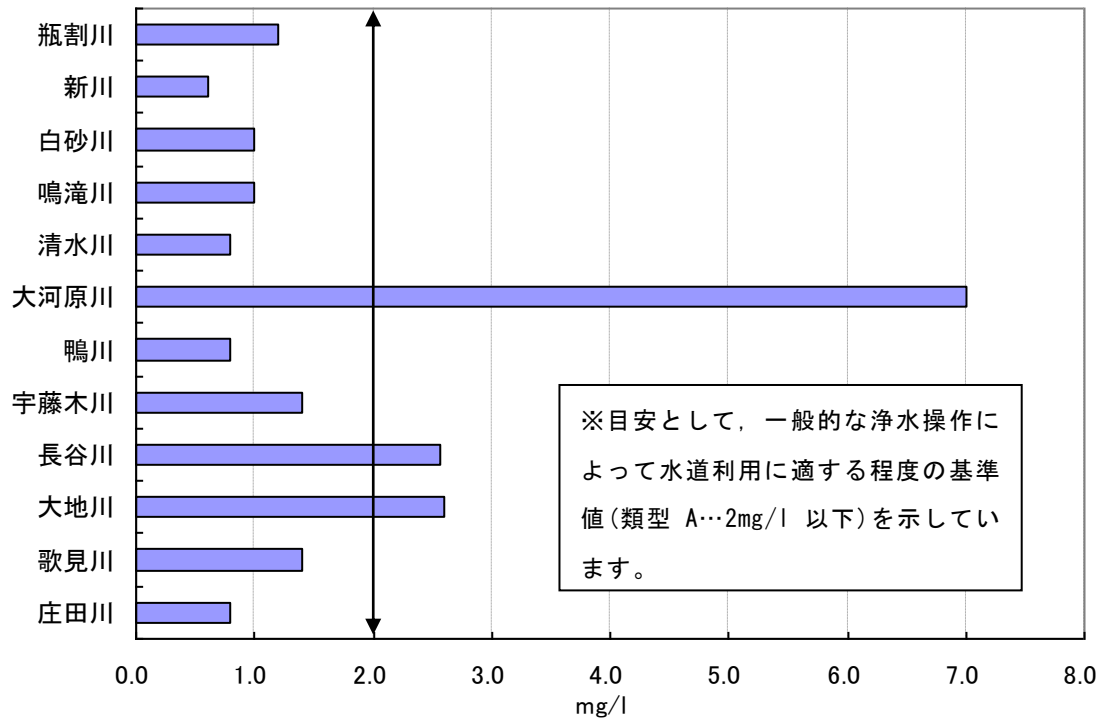
資料：「平成23年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

(5) 水環境

① 河川

玉野市では、市内 12 河川において一般項目、特殊項目及び健康項目に関する水質測定を行っています。そのうち、河川における水質汚濁の代表的な指標である BOD の測定結果（平成 22 年度）は、0.6～7.0mg/l の範囲にあり、大河原川で最も高い値が検出されています。

図表 3-16 市内河川における BOD の測定結果（平成 22 年度）

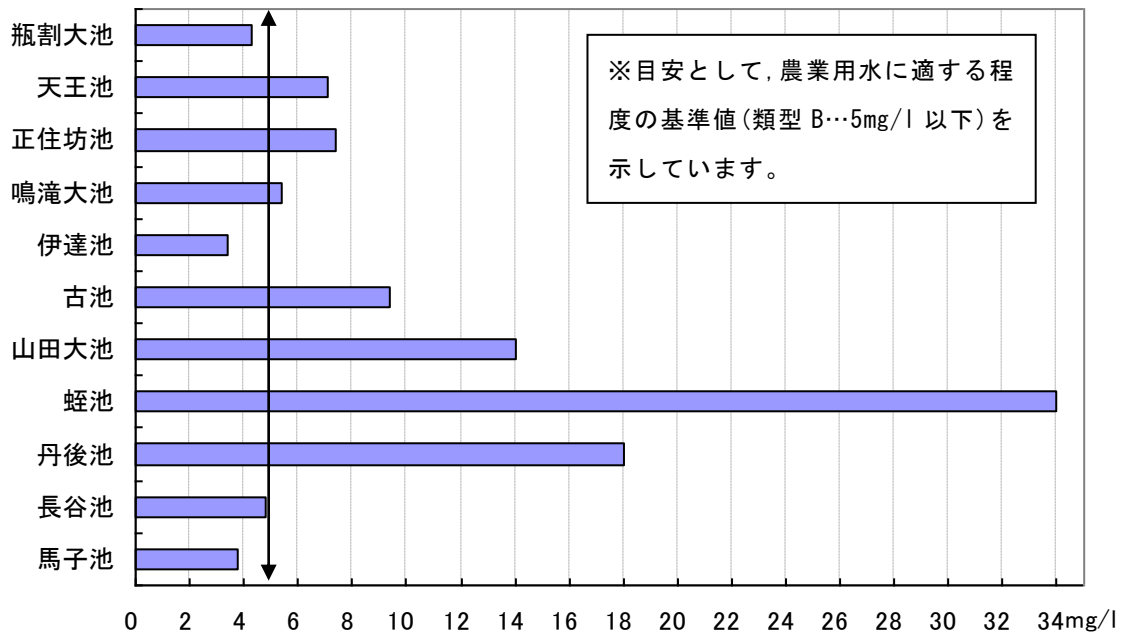


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

②池沼

玉野市では、市内 11 池沼において一般項目に関する水質測定を行っています。そのうち、海や湖における水質汚濁の代表的な指標である COD の測定結果（平成 22 年度）は、3.4～34mg/l の範囲にあり、蛭池、山田大池、丹後池などで他の池沼と比較して高い値が検出されています。

図表 3-17 市内池沼における COD の測定結果（平成 22 年度）

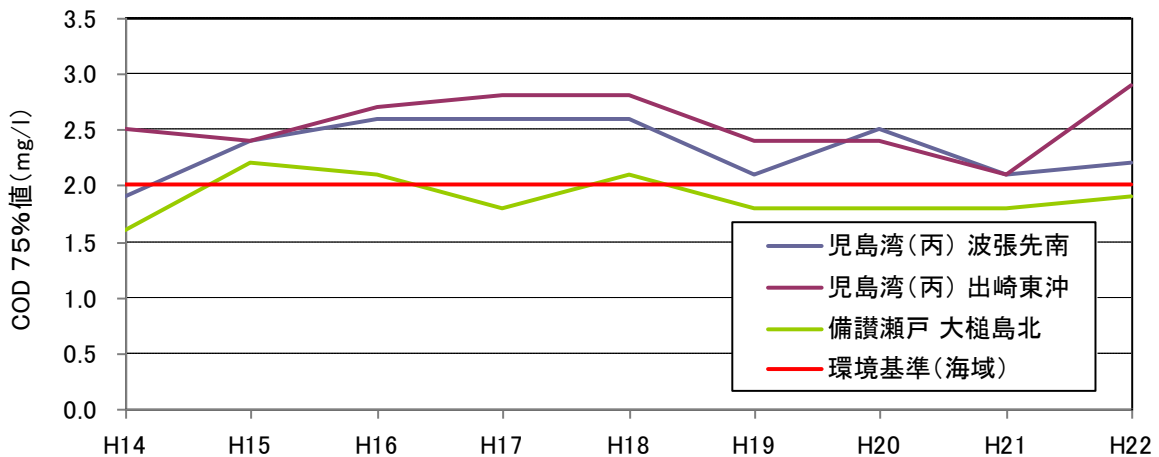


資料：「平成 23 年度 玉野市環境保全事業概要」（玉野市環境水道部環境保全課）

③海域

玉野市周辺海域における COD75%値^{※25} の測定結果は、児島湾において環境基準を超える高い値が検出されています。

図表 3-18 周辺海域における COD75%値の測定結果（平成 22 年度）



資料：「公共用水域の水質測定結果」（岡山県環境管理課ホームページ）

(6) 廃棄物

一般廃棄物の排出状況を見ると、平成 20 年度までは減少傾向を示していましたが、平成 21 年度は、台風による災害ごみの増加等により、若干の増加となりました。

1 人当たりのごみ量も、平成 21 年度に増加しています。

図表 3-19 玉野市のごみ排出量の推移

単位：t

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
可燃物	20,101	20,410	19,116	19,489	19,768
資源ごみ	2,534	2,591	2,582	2,405	2,390
不燃物	3,263	2,881	2,878	2,019	2,720
粗大ごみ	489	512	528	484	524
合計	26,387	26,394	25,104	24,397	25,402

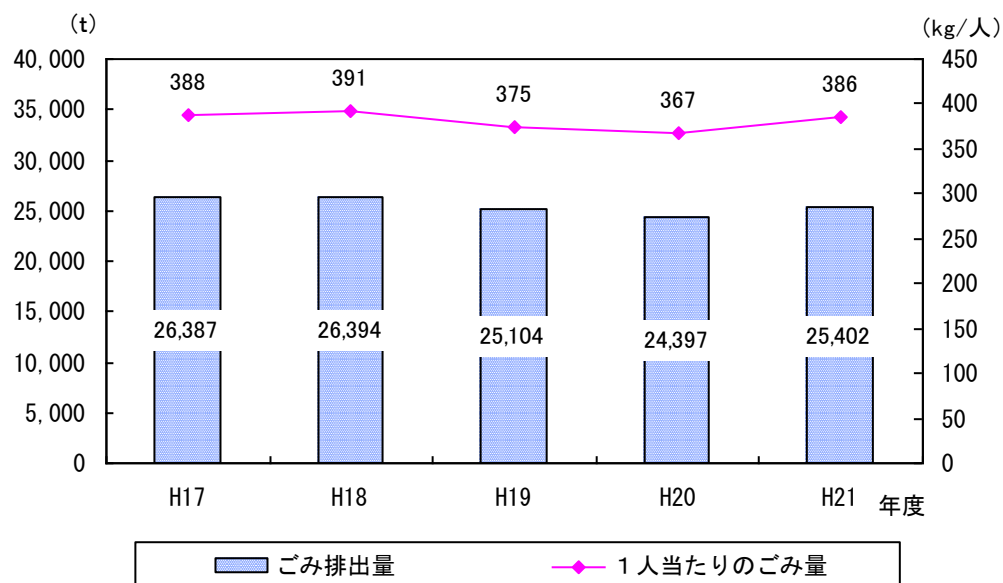
資料：「平成 22 年度 玉野市生活環境事業概要」（玉野市市民生活部生活環境課）

図表 3-20 玉野市の 1 世帯・1 人当たりのごみ量の推移

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
1世帯当たりごみ量 (kg/世帯)	973	967	912	879	914
1人当たりごみ量 (kg/人)	388	391	375	367	386

資料：「平成 22 年度 玉野市生活環境事業概要」（玉野市市民生活部生活環境課）

図表 3-21 玉野市のごみ排出量及び 1 人当たりのごみ量の推移



資料：「平成 22 年度 玉野市生活環境事業概要」（玉野市市民生活部生活環境課）

(7) 地球温暖化

玉野市の平成 20 年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）は 1,729 千 tCO₂ であり、同規模の人口である総社市の約 1.3 倍の排出量となっています。排出量の内訳をしてみると、産業部門の排出量が多いことがわかります。

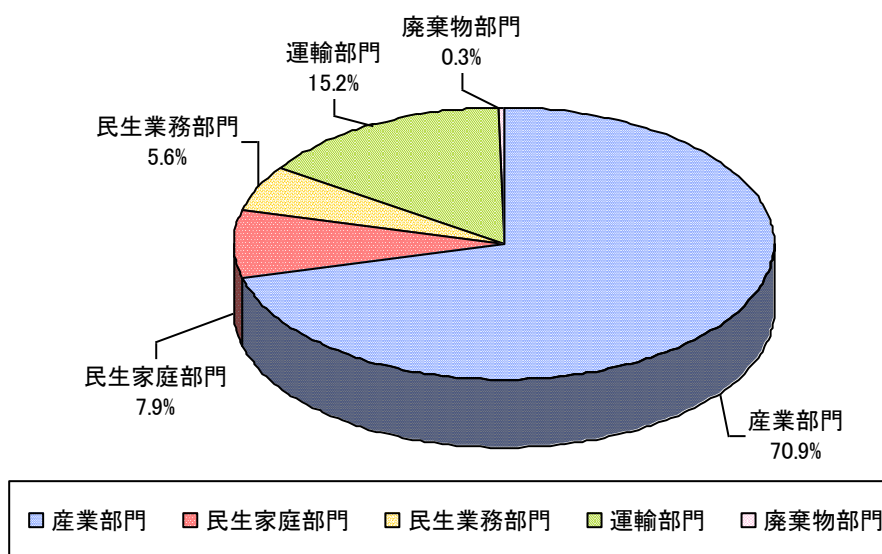
図表 3-22 岡山県内の各市における温室効果ガス排出量（平成 20 年度）

単位:千 tCO₂

市区町村	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	排出量合計
岡山市	3,515	1,427	1,592	1,404	107	8,045
倉敷市	16,114	922	852	1,256	54	19,198
津山市	821	212	218	269	7	1,527
玉野市	1,227	136	97	264	5	1,729
笠岡市	738	110	81	120	5	1,054
井原市	570	80	53	105	4	811
総社市	1,004	115	77	144	9	1,349
高梁市	390	68	66	87	3	614
新見市	354	64	57	92	3	570
備前市	1,061	78	68	100	3	1,309
瀬戸内市	418	69	53	90	3	632
赤磐市	278	82	49	100	3	512
真庭市	327	86	86	147	5	651
美作市	194	61	49	90	3	398
浅口市	138	67	43	75	4	328

資料：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画
（区域施策編）策定支援サイト」（環境省ホームページ）

図表 3-23 玉野市の温室効果ガス排出量の内訳



環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」による、
市区町村別二酸化炭素排出量の推計方法

産業部門（製造業）

資源エネルギー庁統計の都道府県別製造業の炭素排出量を，経済産業省工業統計調査における岡山県と玉野市の製造品出荷額等により案分する。

産業部門（建設業・鉱業）

資源エネルギー庁統計の都道府県別建設業・鉱業の炭素排出量を，総務省事業所・企業統計調査における岡山県と玉野市の従業者数により案分する。

産業部門（農林水産業）

資源エネルギー庁統計の都道府県別農林水産業の炭素排出量を，総務省事業所・企業統計調査における岡山県と玉野市の従業者数により案分する。

家庭部門

資源エネルギー庁統計の都道府県別家庭部門の炭素排出量を，住民基本台帳に基づく岡山県と玉野市の世帯数により案分する。

業務部門

資源エネルギー庁統計の都道府県別業務部門の炭素排出量を，固定資産の価格等の概要調書における岡山県と玉野市の床面積により案分する。

運輸部門（自動車）

資源エネルギー庁統計の全国自動車車種別の炭素排出量を，財団法人自動車検査登録情報協会の自動車保有台数統計データにおける全国と玉野市の自動車保有台数により案分する。

運輸部門（鉄道）

資源エネルギー庁統計の全国運輸鉄道炭素排出量を，住民基本台帳に基づく全国と玉野市の人口により案分する。

運輸部門（船舶）

資源エネルギー庁統計の全国運輸船舶炭素排出量を，国土交通省港湾調査における全国と玉野市の入港船舶総トン数により案分する。

一般廃棄物

焼却場におけるごみの焼却量，水分率，プラスチック類比率（ごみの組成調査を実施）により算定する。

図表 3-24 玉野市の二酸化炭素排出量

	平成 2 年度（1990 年度）	平成 20 年度（2008 年度）
産業部門（製造業）	1,114 千 t-CO ₂	1,217 千 t-CO ₂
産業部門（建設業・鉱業）	15 千 t-CO ₂	8 千 t-CO ₂
産業部門（農林水産業）	3 千 t-CO ₂	2 千 t-CO ₂
家庭部門	100 千 t-CO ₂	136 千 t-CO ₂
業務部門	79 千 t-CO ₂	97 千 t-CO ₂
運輸部門（自動車）- 旅客	51 千 t-CO ₂	77 千 t-CO ₂
運輸部門（自動車）- 貨物	59 千 t-CO ₂	48 千 t-CO ₂
運輸部門（鉄道）	4 千 t-CO ₂	4 千 t-CO ₂
運輸部門（船舶）	151 千 t-CO ₂	135 千 t-CO ₂
一般廃棄物	4 千 t-CO ₂	5 千 t-CO ₂
合計	1,581 千 t-CO ₂	1,729 千 t-CO ₂